

(登録にあたって) 江東区障害者移動支援事業に係る事業者登録について

1. 事業者登録について (更新の登録も同様)

サービスの提供にあたっては、事前に江東区へ事業者登録する必要があります。下記の必要書類を添付のうえ申請してください。

【必要書類】

- ①障害者移動支援事業者登録申請書 (別記第4号様式)
- ②定款 (原本と相違ない場合、写し可)
- ③運営規程 (移動支援)
- ④都道府県の指定通知書 (更新通知書) の写し (居宅介護・重度訪問介護等)
- ⑤移動支援事業者従事者一覧表
- ⑥修了証等の写し (全員分)
- ⑦利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要 (移動支援)

※③、⑤、⑦については、様式は問いません。なお、参考様式もありますのでご活用ください。

<注意>

- ・遡及登録はしませんので、ゆとりをもったの申請をお願いします。
(概ね3週間～1か月程度。書類の状況によっても変動します)
- ・登録完了時には、「障害者移動支援事業者登録通知書」を発送します。登録年月日を確認の上、サービスを提供してください。

<東京都への届出について>

移動支援事業を行うにあたっては、東京都 (事業所所在地の都道府県) に対する事業開始の届け出が必要です。開始後に、変更や廃止を行う場合についても、届け出が必要になりますので、ご注意ください。書式は、次のウェブサイトからダウンロードできます。

東京都障害者サービス情報>書式ライブラリー>事業開始届 (移動支援事業)

2. 請求書類等について

登録後、サービスを提供した際には、下記の書類を作成のうえ提出してください。

(サービス提供月の翌月10日まで)

No.	提出書類	提出時期
1	移動支援給付費請求書	毎月
2	移動支援給付費明細書	
3	移動支援サービス提供実績記録票の写し	
4	障害者移動支援事業契約内容報告書	初回
5	支払金口座振替依頼書	変更時

<移動支援給付費の支払について>

請求内容に誤り等ない場合、サービス提供月の翌々月末までに口座振込いたします。

(例) サービス提供月 5月

書 類 提 出 6月10日

口 座 振 込 7月末まで (20日以降)

【提出・問合先】

〒135-8383 江東区東陽4-11-28

<登録に関すること> 江東区障害福祉部障害者施策課指導検査係
TEL : 03-3647-9350 FAX : 03-3699-0329

<請求に関すること> 江東区障害福祉部障害者支援課在宅生活相談係
TEL : 03-3647-4308 FAX : 03-3647-4910